

制定 平成24年9月19日 原規防発第120919008号 原子力規制委員会決定

緊急事態応急対策委員の職務に関する細則を別添のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会

緊急事態応急対策委員の職務に関する細則

1. 緊急事態応急対策委員の職務等

(1) 緊急事態応急対策委員の招集

緊急事態応急対策委員（以下「対策委員」という。）の招集のため、以下の対応をとる。

- ① 警戒事象（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に規定される事象（以下「特定事象」という。）には該当しないがこれに至る可能性のある事象。以下同じ。）が発生した場合、次のとおり対応する。
 - i) 原子力規制庁原子力防災課（以下「担当課」という。）は、直ちに、あらかじめ定められた対策委員へ当該事象の状況を連絡するとともに、当該対策委員の所在する位置を確認し、連絡及び参集が可能な状態で待機するよう要請する。
 - ii) 担当課は、警戒事象の状況の進展により、必要に応じて、別の対策委員にも連絡及び参集が可能な状態で待機するよう要請する。
- ② 特定事象が発生した場合、次のとおり対応する。

担当課は、原子力規制委員会委員長（以下「規制委員長」という。）による対策委員の招集の指示を受け、次の対応をとる。

 - i) 対策委員へ特定事象の状況を伝えるとともに招集を連絡する。
 - ii) ① i) において確認した対策委員の所在する位置を考慮した上で、対策委員に対し、原子力規制委員会、原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という。）又は現地の緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への参集を要請する。
- ③ ①及び②に規定する招集を円滑に行うため、担当課は平時から次のとおり準備を行う。
 - i) 警戒事象が生じた場合において、連絡及び参集が可能な状態で待機するよう要請すべき対策委員を、警戒事象の状況、原子力施設等に応じ、あらかじめ定めておくとともに適宜見直しを図る。
 - ii) 対策委員の緊急時通信連絡体制、移動手段その他必要な事項についてあらかじめ定めておくとともに適宜見直しを図る。

(2) 対策委員が行う調査審議

原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に招集した対策委員を本部対策委員、オフサイトセンターに派遣した対策委員を現地対策委員、即応センターに派遣した対策委員を事業者対策委員と称する。

① 本部対策委員

本部対策委員は、原子力災害対策本部長に対して必要に応じて原子力規制委員会が行う助言等を検討するため、現地対策委員及び事業者対策委員と緊密な連絡をとりつつ、次に掲げる事項に関する調査審議を行う。

- i) 原子力施設等における事故の状況に関する事項

- ii) 原子炉で発生した事故等の収束のために講ずべき必要な措置に関する事項
- iii) 避難その他の住民の防護措置に関する専門的・技術的事項
- iv) 緊急時モニタリングの実施に関する事項
- v) 被ばく医療の実施に関する事項
- vi) 広報及びリスクコミュニケーションに関する事項
- vii) その他規制委員長が必要と認める緊急事態応急対策の実施に関する専門的・技術的事項

② 現地対策委員

現地対策委員は、原子力災害現地対策本部、地方公共団体及び原子力事業者等の協力の下、本部対策委員及び事業者対策委員と緊密な連絡を取りつつ、オフサイトセンターにおいて次に掲げる事項に関する調査審議を行う。

- i) 事故が発生した原子力事業所の周辺における状況の調査・分析に関する事項
- ii) 住民避難及び屋内退避の実施のために必要な事項
- iii) 安定ヨウ素剤の配布及び服用の方法に関する事項
- iv) 緊急時モニタリングの実施体制、実施状況及び方針に関する事項
- v) 被ばく医療の実施体制、実施状況及び方針に関する事項
- vi) スクリーニングの実施体制、実施状況及び方針に関する事項
- vii) その他規制委員長が必要と認める緊急事態応急対策の実施に関する専門的・技術的事項

③ 事業者対策委員

事業者対策委員は、原子力事業者等の協力の下、本部対策委員及び現地対策委員と緊密な連絡をとりつつ、即応センターにおいて次に掲げる事項について調査審議を行う。

- i) 原子力施設における事故の原因究明、状況把握及び進展予測に関する事項
- ii) 原子炉で発生した事故等の収束のために講ずべき必要な措置に関する事項
- iii) 原子力事業所における作業員の被ばく状況及びその対応に関する事項
- iv) その他規制委員長が必要と認める緊急事態応急対策の実施に関する専門的・技術的事項

(3) 国立機関、特殊法人等による支援

対策委員は、必要に応じ、関係国立機関及び特殊法人等に解析計算その他の組織を支援する業務（環境放射能の拡散計算、線量の予測等）を依頼するとともに原子力事業者、メーカー等にも必要な支援を依頼する。

(4) 対策委員及び関係行政機関以外の者の組織会合への出席等

対策委員は、必要と認める場合には、対策委員及び関係行政機関の職員以外の専門家に意見又は説明を求めることができる。

2. 対策委員を支援する事務体制

本部対策委員はERCに所在する原子力規制庁職員が、現地対策委員はオフサイトセンターに所在する原子力規制庁職員が、事業者対策委員は別に派遣される原子力規制庁職員が、事務的な支援をそれぞれ行うものとする。

3. 担当課に常備する基本資料

担当課は、関係省庁等の協力を得て、助言の検討に必要な次の資料を常備しておく。

- (1) 原子力事業者を含む防災業務組織の体制に関する資料、種々の縮尺の周辺地図・人口分布・交通手段（周辺道路・鉄道・ヘリポート等）・特殊施設（医療施設・学校等）等の社会環境に関する資料
- (2) 周辺地域の気象・モニタリングポスト・拡散推計等の放射性物質・放射線に関する資料
- (3) 各原子力事業者の原子力事業者防災業務、各施設設置許可申請書、保安規定、施設配置図、施設系統図、施設主要設備等の原子力施設に関する資料
- (4) 関係法令集、安全審査指針集、原子力災害対策指針、防災基本計画、原子力災害対策マニュアル、各自治体の地域防災計画、関係機関の連絡先

4. 訓練等

(1) 訓練

担当課は、組織の招集、設営及び運営について適宜訓練を行う。

(2) 組織会合

平常時において、規制委員長が組織の目的を達成するために必要と認める場合には、情報交換等のために対策委員を招集する。

5. その他

この内容については、今後の実情に応じ適宜見直す。

附 則

この細則は平成24年9月19日から施行する。